

江戸時代、高倉家における 裁衣尺の扱われ方

今村 豁子

1. はじめに

日本の裁衣尺は、唐の大尺を祖型とする曲尺が正統尺であったが、室町時代頃に曲尺1尺2寸を1尺とする呉服尺が現われ、続いて同1尺2寸5分を1尺とする鯨尺が出現したと謂われている。鯨尺は幕末頃までには関西から関東辺りまで拡まり明治度制によって布帛尺として公認された。昭和34年（1959）1月以降、計量法によってメートル法に統一されたが、永六輔氏の活躍により現在は鯨尺相当目盛の併用が認められている。

鯨尺は和服によく馴染んでいる尺度であるので、かねてからその歴史を探ってみたいと考えていたところ、ある出版社企画の高倉家に伝承される公家文化を識る研究会において、会場に展示された史料の中に「元禄12²卯年9月3日 公方様御ひたたれ かねさし寸尺」の墨書文字のある雛形をみつけ、これがご縁となって高倉家伝来の史料を拝見できることになったのである。

高倉家は山科家とともに衣紋道を家職として宮中に出仕し、装束の着装と調進の御用に当られた公家のお家である。元和9年（1623）徳川家光の三代將軍宣下の衣紋を高倉流14代高倉永慶が奉仕して、それ以来、武家方は高倉家がとりしきることとなり、宮中にあっては天皇家をはじめ院御所（上皇）の御用をも承っていたのである。明治にはいって装束調進の御用は宮内省の手に移ったが着装のことは現在まで連綿と続いているのである。

高倉家には家職を継承するために代々の当主が書き留められた記録が多数遺されており、装束を調進するための「調進文書」の中に「寸法留書」がある。

「寸法留書」には尺度の種類を指定する文字が見えるので、高倉家における裁衣尺の移り変りを辿ることができるのである。

2. 高倉家の史料から

2.1 すんぽうとどめがき 寸法留書

宮中や將軍家・武家方などの御用に応じて装束を調進するに当り、後々のために、織質・色目・寸法などを書き留められた文書が「調進文書」であるが、その中の寸法を示されたものが「寸法留書」である。

延宝4年（1676）から慶応4年（1868）に至る約200年間、25件の「寸法留書」を拜見することができた。それを年代順に並べたものが次頁の一覧表である。

現在判っている高倉家の江戸時代における最も古い「寸法留書」は延宝4年（1676）のものである。

延宝4年のものは呉服指と金指とあり、衣服1つについて使用される尺度の種類は1種類である。

延宝5年（1677）のものは、衣服1つについて使用される尺度の種類が1種類のもので、2種類のものもある。

表袴は2種類であり裁目、布幅、仕立の幅に鯨を使用し、仕立の長ヶに金を使用している。

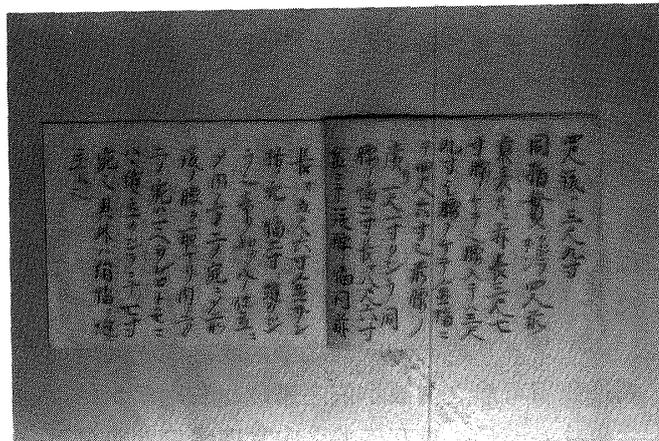
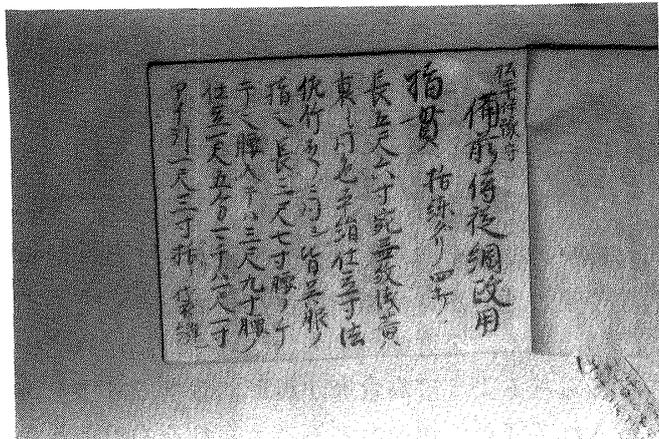
小隨身は鯨1種類であるのに、その下に着用する指貫はクジラサシと但し書があるにもかかわらず、長サに金が使用されている。長ヶにおいては鯨で示したものを金に換算し直している。

寸法留書一覽表 (高倉家史料)

作成年	西曆年	着用者	装束種類	尺度種類の但し書						表中用語解説
				縫立	裁目	布幅	紐	箱	その他	
延宝4年	1676	松平伊豫守 備前侍従 綱政	指貫	呉	呉					縫立=仕立上り寸法 裁目=裁切り寸法 呉=呉服指
" "	" "	佐竹徳討丸	童水干	金						金=金指 鯨=鯨指
延宝5年	1677	松平陸奥守 仙台少将 綱基 家来	表袴 小隨身指貫	金・鯨 鯨 金・鯨	鯨	鯨				無(鯨)=但し書きが無くても 鯨尺で示されているもの 指貫=袴の裾口に括緒を通して締めるようにした八布の袴 衣冠・狩衣・直衣のとき着用
貞享3年	1686	靈元天皇 女官	御束帯一式 装束一式	鯨 鯨						小隨身=私設警固人のこと。 小隨身の着る装束も小隨身と云う。狩衣のようで丈短かく布(麻)製裏なし。袴は八布、六布、四布の場合がある。
元禄12年	1699	徳川綱吉	御直垂	金					雛形	童水干=少年の着る水干 表袴=礼服・束帯着用の際に用いる四布の袴 束帯=晴の儀式に着用する正装
宝永5年	1708	東山天皇 女官	御束帯一式 装束一式	鯨 鯨						冠・袍・下襲・拍・單・表袴・大口・松扇・帖紙 狩衣=上頸(盤領)、欠腋(關腋)の公家の常服
宝永6年	1709	女官	装束一式		鯨					女官の装束=女官の晴装束
享保2年	1717	職仁親王 (靈元院御子)	御半尻 御表袴	鯨 鯨	鯨			金(平緒石帯の紐)		唐衣・表着・打衣・衣・單・袴・裳等 半尻=狩衣の後裾の短いもの。親王・攝家の童に用いられた。
享保12年	1727	尾州中納言	御装束一式 御表袴	鯨 鯨	鯨	呉		金(露紐)		大帷子=夏の暑さを避けるために束帯の下襲と單の袖口と襟を晒の胴につけたもの。
享保13年	1728	紀州中納言	御直垂 御大帷子 御裾	鯨 鯨 鯨				金(露紐)		法衣=純色・直綴・素絹・袷袴・白袴・指貫・等
享保18年	1733	中篤親王 (中御門天皇御子)	御法衣一式 法衣の裳	鯨 (付紙) 呉						小掛=普通の掛より小形に仕立てるもの。
寛延4年	1751	桃園天皇	御束帯一式	無(鯨)						小直衣=狩衣の裾に欄のついたもの。上皇・高位公家(五攝家)の方の常の服。一般公家の狩衣に相当するもの。
明和7年	1770	後桜町天皇	御装束箱他					金		衣冠=冠・袍・衣・單・指貫・下袴
明和8年	1771	女官	装束一式	鯨						半臂=袍の肩の形をととのえるための袖無の下具、今は欠腋の袍のときに着る。
寛政元年	1789	後桜町院	御小掛 御單	無(鯨) 無(鯨)						
文化14年	1817	光格院	御小直衣	無(鯨)				金(御袖括)		
文政6年	1823	徳川家斉	御衣	鯨						雛形図
文政11年	1828	徳川家祥 (後の13代家定)	御元服 装束一式	鯨						
天保4年	1833	鷹司政道	御袍	鯨						
天保7年	1836	蓼子内親王 (欽宮)	御單	無(鯨)						
天保10年	1839	(光格天皇御子)	御小掛	無(鯨)						
安政5年	1858		御衣冠 御直垂		無(鯨)			金(指貫の括括、腰立糸) 金 鯨(露紐)	腰板(金)	
元治元年	1864	徳川家茂	御下襲・御裾 御單・御指貫 御狩衣		無(鯨)			金・鯨・腰立糸		
慶應3年 慶應4年	1867 1868	明治天皇	御元服装束一式	無(鯨)				金(半臂の忘緒)		

延宝4年 指貫 呉服指 写真1

延宝5年 指貫 金・鯨指 写真2



二行目から
 同指貫 クジラ 四人前
 裏表共二赤 長三尺七寸
 腰ノケテ也 腰入テハ三尺九寸歟 腰ノケテ金指ニテ四尺六寸也 前腰ノ廣サ一尺一寸クジラ 同腰ノ幅二寸 長サ八尺六寸金ニテ 後腰ノ幅前同長サ五尺六寸金サシ括ノ穴ノ幅二寸ニ縫クジラ也 常ノ如ク八ノ仕立ニ内ノ方二ノ宛ニメ前後ノ腰ヲ取ナリ 内ノ方二ノ宛ハマヘウシロトモニハ、縫立クジラニテ七寸宛也 其ノ外ハ絹幅ニ縫立ル也

松平伊豫守
 備前侍夜綱政用
 指貫 括練グリ四打
 長五尺六寸宛 無紋浅黄
 裏も同色平絹 仕立寸法
 佐竹殿ノ二同シ 皆呉服ノ指也 長三尺七寸 腰ノケテ也 腰入テハ三尺九寸 腰ノ仕立一尺五分 マチハ一尺一寸 アイ引一尺三寸 括ノ袋縫

例外の2

享保12年 尾州中納言 表袴
 布幅が呉服指

「裏地羽二重の幅 呉服指にて1尺2寸」とあり、
 表地については触れていない。

例外の3

享保18年 忠篤親王 御法衣一式の内
 御法衣の裳の訂正付紙が呉服指である。

御法衣一式 クジラサシの内「御裳の仕立寸法」に付紙があり、「此のたびは御裳のひだ 7分ほどせばく……但しごふくざし」とある。

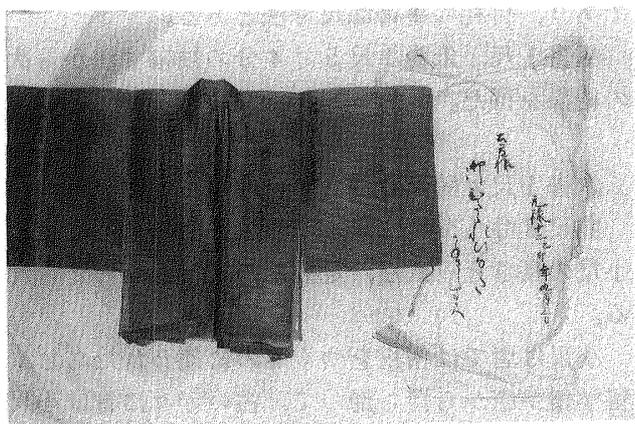
貞享3年(1686)から享保18年(1733)の約50年間は「くじらさし」と但し書きが付いて鯨の使われた期間であるが、3つの例外がある。

例外の1

元禄12年 公方様御ひたたれ上下 雛形

「かねさし」「かねさし寸尺」の文字が見える。

元禄12年 雛形 金指 写真3



寛延4年(1751)から天保4年(1833)までの約80年間は但し書きの有るものと無いものが混在する。但し書きの無いものの尺度も、次に示す理由により鯨と推定できる。

寛延4年 (寸法書きの注釈に依り)

「當公當時御着用御袴御腰立ヨリ御きびす迄寸尺之事……御腰立ヨリくしらニ而1尺7寸3分程被召之由……山科被示御表袴御腰立際ヨリ1尺7寸□□格別之違も□□御座殊ハ急之事て□□……是ヨリ段々御成長之事ニ成之間先此度ハ調進急用可然之由被示依之攝政江右之ワケヲ以テ申談処彼公ニ茂左様尤之由當内儀にも申會可置由被示畢」

「兼而山科三位様頼置キ當公御束帶寸尺之事□書付被越

右書付左之通

御表袴

御長 御腰立際ヨリ1尺7寸」とあり、注釈文と寸法書の寸法と一致するので鯨である。

寛政元年 (鯨指と但し書きの有る同種の装束と寸法の数字を比較)

装束名称	作成年	身たけ	身はば	袖たけ	袖はば
単	貞享3年	5尺7寸	1尺5分	2尺2寸5分	1尺
	寛政元年	5尺7寸	1尺1分	2尺3寸5分	9寸8分

寸法の数字が同じ又は近似しているので鯨と推定する。

文化14年 (寸法の数字から)

御小直衣の袖について 同 身頃について
御たけ 2尺 御まへ 4尺6寸
御はば 1尺 御後 3尺1寸
御鱧袖 8寸5分 御はば 1尺1寸

當時光格院の御年令は47歳であるので寸法の数字から鯨と推定する。

天保7年(1836)から慶応4年(1868)までの約30年間には但し書の有るものは見当らず、鯨尺に統一されている。

以上、寸法留書に見える尺度種類(縫立・裁目・布幅)を年代順に辿ったのであるが、金指と着用

者の居住地の関係を見ると次のようになる。

作成年	着用者	居住地	尺度種類
延宝4年	佐竹徳鼓丸	角館	金
延宝5年	仙台少将綱基	仙台	金・鯨
元禄12年	徳川綱吉	江戸	金

鯨尺の普及が西から東へおよんだとすれば、東北や東の地方から金指の寸法が届いたとしても不思議は無く、公方様のものについては、江戸で仕立てられるように高倉家が雛形に金指で寸法を書き入れて江戸へ送ったとも考えられるのである。

したがって、高倉家の御用場でも3種混用の時期があったとしても相当早くから、装束の裁ち縫いに鯨尺が使われていたように見える。

高倉家の御用場で行われる装束の裁ち縫いは鯨尺に統一されたものの、御用場の外の職人によって作られる、装束を収納する箱・檜扇・笏などには金尺が定着している。

紐類も御用場の外の職人の手に成るので金尺が使われているが、装束に直接付ける一直垂の露紐、袴の腰立糸一を鯨尺で示すものが安政5年と元治元年に現われた。これは装束を測る尺度に合わせの方が計算が容易なためであろう。

2.2 年代不詳の雛形

紙製の雛形で作成年が不明である。

五衣 打衣 単 の付札が附されている。

形態上から推測すると、下前身頃から衿を採る天保15年(1844)の天保の御再興以前のものと思われる。

衣服の同一個所に2通りの寸法が記入されている。数字の大きい方が朱書きで小さい方が墨書きであり、付札に墨書鯨尺寸法とある。

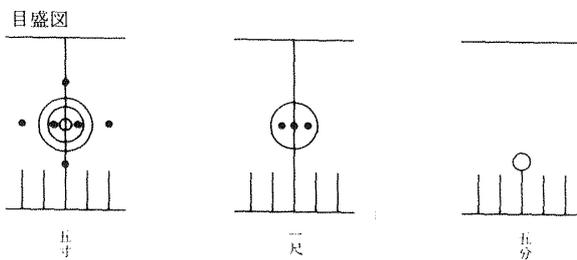
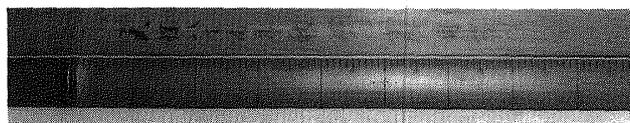
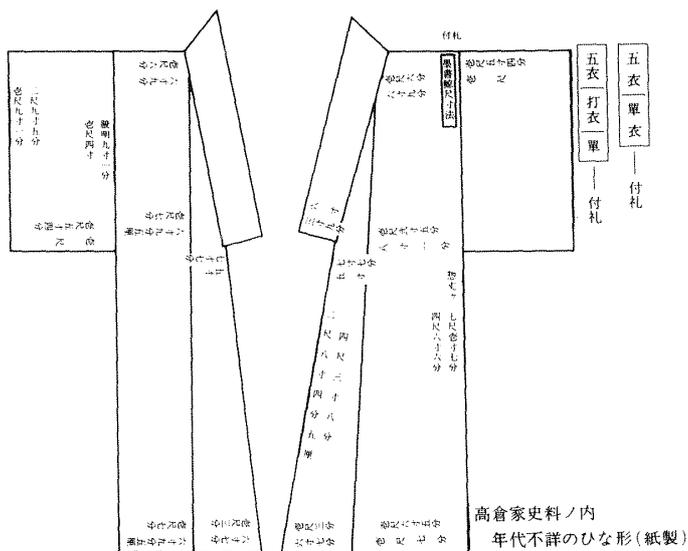
墨書1尺、朱書1尺5寸4分の袖幅寸法から次の結果を得た。

朱書1尺=鯨尺6寸5分=曲尺8寸1分

曲尺8寸1分を1尺とする朱書きの尺度は唐の小尺の長さとも一致し、足袋用の文尺とも考えられる。

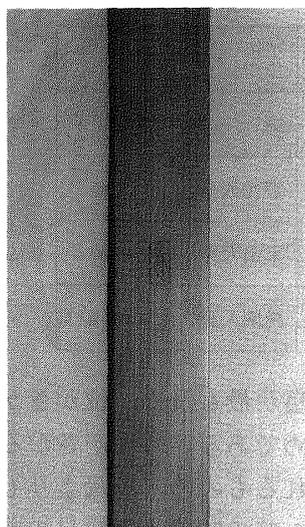
小尺は唐では僧衣をつくるのに使われたらしく、留学僧が唐から持ち帰って、古い寺々に昔は小尺

表 目盛 裏 墨書 写真4



裏 墨書 天保八丁酉年秋 御用場
黒押印(長方形) 念佛尺

黒押印 写真5



のものさしが在った。しかし、何故、女性の装束に小尺が使われているのか。その謎解きを試みた。「内親王が寺院にはいられて門跡になられると仮定する。門跡になられても髪をおろされない場合、また、お付きの女官は寺院の中でも生活様式は御所風であり、御所にあがられるときにも掛を召される由。そのことから装束の御用があって、寺院に在ったものさしで装束を測り、その寸法をいただいた高倉家で、御用場用に鯨尺に換算した。」と考えてみたが、すべて推測である。今後、調査研究をつづけて解明したいと思う。文尺との関係についても同様である。

2.3 ものさし

同質同型の鯨2尺さし 2本
竹製(真竹) 1尺の所に竹の節がある。
長さ 75.91cm
幅 3 cm 表 目盛
幅の中央0.6cm 片側1寸毎
" " 両端0.45cm 片側1分毎
長さについて

曲尺1尺の長さが江戸時代と明治以後のものとの間に差を生じた。したがって曲尺1尺2寸5分を1尺とする鯨尺にも差を生じ、江戸時代の鯨尺より明治以後の鯨尺の方が、1尺につき0.75mm短くなった。天保8年と墨書のある高倉家のこのものさしの長さは、75.91cmであるので現在のものより1.5mm長いのである。

2.4 寸法留書に見える尺度の呼び方

延宝4年(1676)から文政11年(1828)までは金指(かねさし)呉服指(ごふくさし)鯨指(くじらさし)「さし」又は「ざし」

天保4年(1833)と年代不詳の雛形の縫立に鯨尺、安政5年(1858)の紐に金尺、鯨尺が見え、同安政5年、元治元年(1864)、慶応3~4年(1867~68)の腰板、紐、忘緒は再び金指、鯨指である。

現在は「かねじゃく」「くじらじゃく」と呼んでいるが、寸法留書に見えるところでは、「かねじゃく」「くじらじゃく」の呼び方の方が新しいと思われる。

2.5 寸法留書に見る同一装束の呉服指と鯨指の寸法の数字の比較

装束種類	尺度種類	作成年	長々(腰入れて)	腰ノ広サ
指 貫	呉服指	延宝4年	3尺9寸	1尺5分
〃	鯨 指	延宝5年	3尺9寸	1尺1寸
〃	〃	享保12年	3尺9寸	1尺5分

呉服指と鯨尺とに数字の差はみられない。

3. 寸法留書と文献との寸法の数字の比較

3.1 したがさね きよたけ 下襲の裾丈

出 典	年 代	寸 法	着 用 者	尺度種類
連阿口伝抄	貞治5年 (1366)	1丈6尺	天皇・上皇	
装束雑事抄	応永6年 (1399)	1丈6尺	天皇・大臣	
実隆装束抄	天正5年 (1577)	1丈6尺	攝 関	
高倉文書 (寸法留書)	貞享3年 (1686)	1丈7尺	霊元天皇 _{33才}	鯨
	宝永5年 (1708)	1丈7尺	東山天皇 _{33才}	鯨
	寛延4年 (1751)	1丈7尺	桃園天皇 _{11才}	無(鯨)

裾の長さは、天皇、上皇が最も長く、位がさがるとにつれて短くなる定めである。時代がさがると裾丈は伸びるとは思われるものの、鯨尺よりも短かい尺度が使われていた筈の時代より鯨尺の時代の方が数字が大きいのである。

3.2 はさ がた 夾形

夾形とは、東宮・親王・五攝家の童が、童昇殿わらわのときに髪に付けるもの

「かねさし」と思われる時代と鯨尺の時代と数字が同じである。使用尺度の長さの違いは仕上りの大きさに現われるが、伝統として数字を等しく守ったのであろうか。

出 典	年 代	幅	長々	尺度種類
満佐須計装束抄	1200年代	5分ばかり	1尺余ばかり	
高倉文書	寛政3年 (1791)	5分	1尺7分	鯨
	明和5年 (1768)	裁目2寸 (上り5分)	1尺4寸 (裁目寸法)	
	文化13年 (1816)	5分	1尺7分	

3.1, 3.2は鯨尺使用の上限を探るための試みであったが、目的は達せられなかった

4. おわりに

高倉家伝来の史料から高倉家における裁衣尺の扱われ方を見たのであるが、江戸時代には裁衣尺は曲・呉・鯨の3種類が使われており、正統尺であった曲尺は、装束の分野では紋型の大きさや、収納の箱・桧扇・笏などに使用範囲を限られた。紐類も曲尺が使用されるが、江戸時代末には装束に直接付ける紐については鯨尺を使用する例が現われた。鯨尺より早く出現したと謂われる呉服尺は江戸時代にも使われたが、寸法留書に現われる例は少なく、鯨尺は3種併用の時期を経て常用化された。高倉家の御用場では相当早くから装束の裁ち縫いに鯨尺が使われたと思われるが確かな年代はまだ明らかでない。今後、他の史料から裁衣尺についての研究を深めていきたいと思うのである。

(昭和62年10月28日記)

参考文献

- 「ものさし」小泉袈裟勝 法政大学出版局
- 「衣紋道小史」高倉文化研究所編
- 「群書類従」本朝皇胤紹運録 續群書類従完成会
- 「群書類従」装束部 續群書類従完成会
- 「日本服飾史辞典」河鱈実英編 東京堂出版

Cloth Rules which Family Takakura used in the Edo Era

Hiroko Imamura

Among cloth rules in Japan, a carpenter's rule was the regular one and later cloth rules called a "Gofukujaku" and a "Kujirajaku" of 1shaku 2sun 5bu long, both being adopted in a private use, were brought into the world around the Muromachi era. The Kujirajaku spread from the Kansai Province to the vicinities of the Kantoh Province and was used as a cloth rule until it was abolished at the end of 1958 by the Measurement Law.

This article is the report of my investigation on the cloth rule which Family Takakura used in the Edo era by means of its historical materials for the ultimate purpose to clarify the period and provinces in which the Kujimajaku was in use.

Family Takakura was one of the former aristocratic families, in charge of making clothes which Family of Emperor or Family of Shohgun had on the ceremonies or of dressing them in the court. Family Takakura has kept a great many of records till now in order to hand down the family work to the posterity without failure.

The memorandum for dimensions called "Sunpoh Todomegaki", gives us the record about the kinds of rules in use, which enables us to know the transition of rules. A good look at the above Memorandum according to the period allows us to understand the process how cloth rules had been gradually unified to the Kujirajaku through the period when three kinds of rules, early carpenter's rules, Gofukujaku and Kujirajaku, were used together.

Judging from addresses of dressers of the clothes and rules to be used, Family Takakura seems to have adopted Kujirajaku at earlier time. Even if the Family unified rules for clothes to Kujirajaku, accessories of the clothes had to be made by craftsmen except the Family, who used to normally adopt carpenter's rules. Exceptionally the string attached to the clothes were sometimes measured with Kujirajaku. Still I tried to compare dimensions of the memorandum "Sunpoh Todomegaki" with those of an older material, but failed in knowing when Kujirajaku was used at first.